

第18回

奥州市都市計画審議会議事録

平成29年10月23日招集

奥州市都市整備部都市計画課

## 第18回奥州市都市計画審議会議事録

### 1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年10月23日（月） 午後1時30分
- (2) 場所 奥州市役所 7階 委員会室

### 2 付議案件

議案第1号 奥州都市計画用途地域の変更について

### 3 会議を構成する者の現在総数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する者の現在総数 15名
  - 内訳 1号委員 7名
  - 2号委員 5名
  - 3号委員 3名
- (2) 出席委員数 12名

1号委員 海 鋒 守  
菅 原 繁 夫  
後 藤 元 夫  
星 洋 子  
鈴 木 まゆみ  
2号委員 菅 原 圭 子  
阿 部 加代子  
中 澤 俊 明  
藤 田 慶 則  
3号委員 幸 野 聖 一  
新 沼 久 治  
阿 部 保 之

- (3) 欠席委員数 3名

1号委員 及 川 正 和  
家 子 佳 浩  
2号委員 飯 坂 一 也

### 4 議事

次頁以降のとおり

午後 1 時30分

(1) 連絡事項

(新田都市整備部長)

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきます、都市整備部長の新田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画審議会に入ります前に、委員のなかで、人事異動、退任によりまして、委員に交代がございましたので、新しく委員なられた方々をご紹介します。

まず、1号委員では、奥州商工会議所会頭の海鋒守様、続いて3号委員では岩手県南広域振興局土木部長幸野聖一様、同じく3号委員水沢警察署交通課長新沼久治様、さらに1号委員で本日まだお見えになられておりませんが、公益社団法人江刺青年会議所理事長の家子佳浩様、以上4名の皆様に当審議会の委員を委嘱させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、現在、審議会委員を務めていただいております1号委員の後藤元夫様が、岩手ふるさと農業協同組合経営管理委員会の副会長から会長に就任されておりますので、併せてご紹介いたします。

午後 1 時32分 開会

(2) 開会

(新田都市整備部長)

それでは、只今より第18回奥州市都市計画審議会を開会します。まず、最初に会議の成立について、ご報告申し上げます。

本日は、審議会委員15名中、欠席委員3名、出席委員12名でございます。奥州市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により委員の2分の1以上が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、ここで小沢奥州市長よりご挨拶申し上げます。

(3) 市長挨拶

(小沢市長)

ごくろうさまでございます。

昨日は、選挙ということで関わりのある皆さんには大変ご苦労さまでした。私とすると一昨日頃から近づいている台風をうけて非常に心配をしていたということであります。お蔭様で奥州市内においては、現状においては特に危ないという箇所、大きな避難をしなればという場所はございませんで、その分については安心しているとい

うことですが、ただ2件ほど衣川区においてももしかしたら川があふれるかもしれないという分が、今日、局の幸野部長も来てらっしゃいますが、そのやりとりがありまして、局所的な個別の対応を少ししなければならないという程度で済んでいると。県内各地においては、様々なかたちで避難準備や避難勧告がでていう状況をみたときには、奥州市は雨被害に対しても比較的大丈夫なところかなというふうに少し思っているところでございます。

前置きが長くなりましたが、本日、奥州市都市計画審議会を開催しましたところ、委員の皆様にはご出席を賜り誠にありがとうございます。また、海鋒奥州商工会議所会頭、それから県南振興局の幸野部長、水沢警察署の新沼交通課長には、新しく審議委員にご委嘱申し上げたところでございます。何卒よろしくお願ひいたします。

本日の審議の内容についてでございますが、これから会長の互選をしていただき、それから、会長職務代理者等をお決めいただいた後、私の方から今日の議題である諮問をさせていただくということですが、内容的な部分につきましては、昨年の審議会でご説明申し上げたところでございますが、江刺区八日町一丁目地区の用途地域の変更について、計画案の住民説明及び縦覧を済ませたことからご諮問させていただきたいと考えているものでございます。

八日町一丁目地区は、本市北東部の都市拠点として、隣接する商業系市街地と一体となったまちづくりを進めることが市の発展にも重要と考えていることから、用途変更して活性化に寄与するまちづくりを進めてまいりたいと思ひ、委員の皆様にご諮問申し上げるところでございます。皆様におかれましては、ぜひ忌憚のないご意見をいただき、その内容についてご審議いただき、答申していただければと思ひているところでございます。重ねてご出席いただきました皆様に御礼を申し上げますとともに、慎重審議をお願い申し上げ、冒頭の挨拶といたします。本日は、皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### (4) 会長の選出について

##### (新田都市整備部長)

本日欠席の委員でございますけれども、第1号委員の江刺青年会議所理事長の家子佳浩様、それから同じく第1号委員の胆沢平野土地改良区理事長及川正和様、並びに第2号委員でございます奥州市議会議員の飯坂一也様、以上3名の方々が現時点で欠席でございますのでお知らせ申し上げます。

それでは、次第に従いまして会長の選出を行いたいと存じます。本審議会の会長につきましては、前会長でありました奥州商工会議所会頭千葉龍二郎様が昨年10月に会頭職をご退任されたことから、本審議会の会長につきましても退任となりまして、以降、審議会の会長は不在の状況となっております。つきましては、改めまして、本審議会の会長を選出したいと存じます。

会長は、奥州市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、1号委員の中から委員の選挙によって選出されることとなっております。本来であれば臨時議長あるいは仮議長を立てて行うところがございますが、時間の制約等もございますので恐縮ながらこちらで進行させていただくことをお許し願いたいと存じます。

それでは会長の選出方法について、皆様にお伺いいたします。会長の選出について、どのように選出したらよいか、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思いますが、どなたかご発言ございませんでしょうか。

(菅原圭子委員)

はい。(挙手)

(新田都市整備部長)

どうぞ、菅原委員

(菅原圭子委員)

事務局の方で腹案がございましたら、お示しいただきたいと思います。

(新田都市整備部長)

ありがとうございます。只今、菅原委員の方から、事務局の方で腹案があればというご発言があったところでございますけれども、只今のご発言に従いまして事務局の方で推薦させていただくということでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(新田都市整備部長)

ありがとうございます。それでは、事務局より会長の候補者をご推薦申し上げたいと存じます。

事務局案でございますが、会長に1号委員の海鋒守委員をご推薦したいと存じます。

それでは、改めてお諮りいたしたいと存じます。会長に1号委員の海鋒守委員をご推薦申し上げたいと考えているところでございますけれども、これにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(新田都市整備部長)

大変ありがとうございます。ご承認いただきましたので海鋒守委員が奥州市都市計画審議会の会長に選出されました。

それでは、海鋒委員、会長席へご移動のうえ、ご挨拶を頂戴できればと存じます。よろしく申し上げます。

(海鋒会長)

それでは、ご挨拶をさせていただきます。

只今、推薦をいただきまして、会長になりました、奥州商工会議所の海鋒でございます。よろしく申し上げます。冒頭、市長からのご挨拶のとおり、本日の審議内容、そして本審議会への期待のお話しがございました。そういう状況をよく理解し、審議

会の役目をしっかりと果たしてまいり、奥州市の今後の行政に役に立てればと思っております。皆様方から、様々なご意見を頂戴し、スムーズに運営させていきたいと思っておりますので、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

**(新田都市整備部長)**

海鋒会長、ありがとうございました。

**(5) 会長職務代理者の指名について**

**(新田都市整備部長)**

それでは、次に次第に従いまして、会長職務代理者の指名についてでございます。会長職務代理者につきましては、当審議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長があらかじめ指名することとなっております。それでは、ここで海鋒会長よりご指名をお願いいたします。

**(海鋒会長)**

それでは、2号委員の方々の中らご指名いたします。2号委員の藤田慶則委員を指名します。よろしくお願いいたします。

**(新田都市整備部長)**

ありがとうございました。それでは、藤田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

**(6) 議事録署名人の指名について**

**(新田都市整備部長)**

次に議事録署名人の指名でございます。同様に会長らご指名をお願いいたします。

**(海鋒会長)**

それでは、ご指名申し上げます。2号委員の中澤俊明委員と3号委員の新沼久治委員のおふた方をお願いいたします。

**(新田都市整備部長)**

それでは、中澤委員、新沼委員、どうぞよろしくお願いいたします。

**(7) 諮問**

**(新田都市整備部長)**

続いて、次第の諮問でございます。奥州都市計画用途地域の変更につきまして、只今から、小沢市長より海鋒会長に諮問書をお渡ししたいと存じます。それでは、ご起立をお願いいたします。

**(小沢市長)**

それでは、ご諮問申し上げます。奥州市都市計画審議会長海鋒守様、奥州市長小沢昌記、奥州都市計画用途地域の変更について、諮問するところでございます。このことについて、都市計画法第77条の2第1項の規定によりご諮問を申し上げます。何卒、

慎重審議よろしくお願い申し上げます、ご答申をお待ちしております。よろしくお願いいたします。

(新田都市整備部長)

ありがとうございました。

なお、小沢市長でございますけれども、このあと公務がございます、恐縮ですがここで退席とさせていただきます。どうぞご了承願います。

(小沢市長)

では、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

[市長退席]

(新田都市整備部長)

それでは、7番の議事に移ります。ここからは海鋒会長の進行でお願いいたします。

## (8) 議事

[議案第1号]

(海鋒会長)

それでは、次第7の議事に入ります。只今、市長から諮問がありましたので、これから議事を進行してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会は、奥州市情報公開条例第37条の規定に基づき、公開するものとします。

それでは、議案第1号奥州都市計画用途地域の変更について、事務局より説明をお願いします。

(佐藤都市計画課長)

都市計画課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

議案第1号奥州都市計画用途地域の変更についてでございますが、平成28年7月28日に審議会にご説明させていただきましたが、その後に地元説明会や都市計画変更案の縦覧等の手続きを踏みまして、今回、諮問させていただくものでございます。

用途変更を行う箇所につきましては、江刺区の八日町一丁目地区でございます。商業系市街地に隣接した地域で、既に立地している店舗の建替え計画もありますことから、用途地域の変更を行いたいというものでございます。

はじめに、奥州市の用途地域指定の概要について説明させていただきます。用途地域とは、都市の土地利用に関する最も基礎的なもので、土地利用に計画性を与え、適正な制限のもと、土地の合理的な利用と利便の増進を図り、公害を防止するなど、都市の環境を保持するために定められるものでございます。

資料3ページが計画書となっております。本市においては、昭和48年に合併前の水沢市、江刺市、前沢町で約1,718haを指定し、その後、社会情勢の変動等により現在では2,198haを指定してございます。

資料4ページが計画図、5ページが理由書となっております。今回変更する地区は、奥州市都市計画マスタープランで、本市の北東部地域の都市拠点として、商業・業務、行政、文化等の都市機能の集積を図る地区として位置づけられております。

また、江刺地区の商業系市街地に隣接し、本地区南側の県道沿いは沿道型の商業系用途地域に指定されております。この沿道型の商業系用途地域を面的に展開し、隣接した商業系用途地域との連続性を確保した上で都市機能の集積を図る必要があることから、第二種住居地域から近隣商業地域に変更するものでございます。

次に、都市計画変更の手続きについて、ご説明いたします。

資料6ページが経緯の概要書となっております。6月30日に岩手県知事あて事前協議書を提出し、8月2日に地元住民等へ説明会を行い、都市計画変更案の縦覧を10月2日から16日までの2週間行っております。いずれも計画に関する反対意見はございませんでした。今後といたしましては、岩手県知事あて同意協議書を提出し、12月までに変更告示を行いたいと考えております。

続いて、この変更の詳細につきましては、担当の方からご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

(安藤主任)

都市整備部都市計画課計画係の安藤と申します。よろしくお願ひいたします。

詳細について、私から説明させていただきます。

資料7ページが変更箇所図となっております。今回、用途地域を変更する箇所ですが、江刺総合支所より南に550mほどに位置し、国道456号、県道8号水沢米里線に面した八日町一丁目の9番街区になります。

現在、南側の県道8号と平行に、道路端から30mが近隣商業地域、そこから北、約4.3haが第二種住居地域として用途指定しております。今回、この第二種住居地域の全てを近隣商業地域に変更するものでございます。

次に、変更による用途制限の違いについてご説明いたします。資料8ページになります。

変更となる箇所についてですが、建ぺい率については、第二種住居地域では60%以下、近隣商業地域では80%以下となります。容積率についてはどちらも200%以下で同じとなります。

店舗等面積については、第二種住居地域で延べ床面積10,000㎡以下に制限されておりますが、制限なしで建築可能となります。

この第二種住居地域の床面積制限については、平成18年の都市計画法改正により追加されたものでございます。

次に遊戯施設や風俗施設については、第二種住居地域では、カラオケボックス、パチンコ店などの延べ床面積が10,000㎡以下に制限されておりますが、こちらにつきましても制限なしで建築可能となります。

また、劇場、映画館などが建築可能となります。

工場・倉庫等については、第二種住居地域では規模の制限のあった、単独車庫、建築物附属車庫が、近隣商業地域では制限がなくなります。

また、危険性や環境を悪化させる恐れに非常に少ない工場や自動車修理工場の床面積制限が緩和されます。

さらに、第二種住居地域では建築のできない倉庫業倉庫、面積150㎡以下の危険性や環境を悪化させる恐れに少ない工場、火薬・石油類・ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が少ない施設が建築可能となります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

**(海鋒会長)**

ありがとうございました。只今、事務局より説明がありました。

委員皆様方から、この案件につきましてご審議をしていただきたいと思います。どなたかご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。それでは、ご質問がないようでございますので採決に入らせていただきます。

議案第1号につきまして、ご承認をいただきたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**〔出席委員全員挙手〕**

はい、ありがとうございました。委員全員の賛同をいただきました。大変ありがとうございます。

それでは、議案第1号は原案のとおり決することといたしました。

以上で、本日の審議会で予定しておりました議案が終了いたしました。ご協力大変ありがとうございました。

**(新田都市整備部長)**

海鋒会長、ありがとうございました。

それでは、議案第1号、委員皆様の全会一致をもちましてご承認いただきました。ありがとうございます。

## **(9) その他**

**(新田都市整備部長)**

それでは、その他に移らせていただきたいと存じます。

まず、私ども都市整備部都市計画課からあらかじめご報告させていただきたい案件がございますので、そちらをお知らせさせていただいた後に、委員の皆様からご質問あるいはご意見等含め、ご発言があればその後承りたいと存じますので、よろしくお願いたします。

それでは、担当の方から奥州市都市計画道路網見直し及び奥州市景観計画の修正に

ついて、ご報告をさせていただきたいと存じます。それでは、それぞれ担当より説明させていただきますのでよろしくお聞きとり下さいますようお願い申し上げます。

**(伊藤上席主任技師)**

都市計画課の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

私の方からは経過報告1資料をお配りしておりました。奥州市都市計画道路網見直し事業についてご報告します。

本市の都市計画道路網は、昭和50年代に計画決定されたもので、30年以上見直しを行っておらず、現在57路線が都市計画道路として位置付けされています。

本見直し事業は、奥州市における様々な条件を精査し、都市計画道路の必要性を再検証し、変更や廃止の検討を目的としており、平成26年度から平成29年度までの4年間を予定して事業を進めてきました。今年度は最終年となり、都市計画変更告示をする予定です。

本年度の業務委託については、6月28日に委託契約を締結し、作業を進めています。

これまでの事業内容ですが、平成26年度には現都市計画道路について、都市計画決定からの経過年数、整備状況を整理し、社会情勢の変化に伴う路線ごとの必要性の検証を行いました。

平成27年度には、見直し検討路線について、当該路線の変更、廃止を行った場合においても、上位関連計画等における当該路線の位置付けや計画の整合性についての確認を行い、道路網への影響を検討しました。

平成28年度には、前年度までの変更、廃止に向けた具体的な検討結果を踏まえて、総合的判断により見直し路線を選定し、住民説明会、パブリックコメントを実施しました。

住民説明会は、見直し路線の沿線の地権者を対象に、水沢区、江刺区、前沢区において、平成29年2月21日から3月1日にわたって開催し、延べ158名の方に出席していただきました。説明会では、計画道路廃止後の現存路線の整備のあり方や、道路見直しと用途地域見直しの関連についての質問、意見を頂戴しました。

パブリックコメントは、平成29年2月24日から3月22日の期間に実施し、3件の提出がありました。主な内容は、都市計画道路と用途地域の見直しを一体的にやるべきだということと、渋滞緩和、有事の避難路として計画を残すべきだということでした。

今年度の事業内容は、都市計画変更に係る関係機関協議を現在行っており、都市計画変更手続きを進めてまいります。都市計画審議会を平成30年2月に予定しており、見直し廃止路線についてご審議いただき、平成30年3月に都市計画変更告示の予定であります。

今回見直し路線に選定された7路線についての資料が次のページからございますが、次回の会議では関係機関協議を踏まえた上でこの7路線の起点、終点の位置や接続路線とのとりあい等についてご審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

す。以上で報告を終わります。

**(新田都市整備部長)**

只今の都市計画道路網見直しにつきましては、次回の都市計画審議会の際にまた改めてご説明させていただく予定でございますけれども、昭和50年代に策定あるいは見直された計画がこれまでずっと見直されてきませんで、交通の流れ、時代の背景等もございまして、今般、26年度から手がけまして、この都市計画道路網の見直し路線を抽出いたしまして具体的にお手元の資料のような形で、基本的には都市計画道路の縮小という方向でございます。一部を残して残りの区間を廃止する路線もございまして、その全てを廃止する路線もございまして。全部で7路線が該当と最終的になったわけでございます。この内容について、繰り返しになりますけれども次回の審議会の際に改めて詳しくご説明させていただきます。本日は、さわりで恐縮ですがこの程度におさめさせていただきたいと存じます。

この件について、何か皆様の方で今時点で確認しておきたいことなどあればお出しいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

具体的には水沢区が3路線、江刺区3路線、前沢区1路線、計7路線の見直しを行う方向でございます。

よろしければ、次の説明に入らせていただきまして、もしご質問等があれば最後にまとめてお伺いしたいと存じます。

それでは、次に奥州市景観計画の修正について説明をさせていただきます。

**(菅原主任)**

都市計画課の菅原でございます。私の方から経過報告2ということで、奥州市景観計画の修正についてという資料をご覧ください。

景観計画の修正についてですが、景観法の一部抜粋になりますけれども、景観法第9条第2項に景観計画を定めようとするときは、都市計画区域にかかる部分についてあらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならない。また同条8項に景観計画の変更について準用するとの規定があり、今回の拡大部分については、都市計画区域内に該当になりますので、現在の途中経過をご報告させていただくものでございます。修正につきましては、道路網見直しの報告の際にも触れさせていただきましたが、都市計画審議会を平成30年2月に予定しており、その際に景観計画の修正についてもご審議いただき、平成30年3月に景観計画の修正告示の予定であります。

では、資料の8ページ、本市の景観計画ですが、平成25年度に策定し平成26年4月から施行しております。

今般、岩手県世界遺産保存活用調査委員会より「平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」の緩衝地帯拡大等に係る検討について依頼を受けまして、市としてもこれに賛同し、歴史遺産課世界遺産登録推進室が主体となって緩衝地帯を拡大することで、政策決定してきたところであります。

緩衝地帯の拡大につきましては、隣接する一関市においても同様に賛同し、今年度景観計画の見直しを行っております。

本市においては、この拡大となる緩衝地帯への行為の規制について、現在の奥州市景観計画を修正することで、良好な景観を維持していこうとするものであります。

これまでの経過ですが、次のページの歴史遺産課世界遺産登録推進室で作成した資料をご覧ください。1の緩衝地帯拡大に至った経過になりますが、平成27年度において民間事業者による束稲山での風力発電事業計画が平泉世界遺産の緩衝地帯外（一関市内）側付近で計画され、明らかに世界遺産としての顕著な普遍的価値を損なう恐れが生じました。

風力発電計画事業計画は、事業者において世界遺産の趣旨を勘案の上、計画変更に至ったとのことでしたが、岩手県世界遺産保存活用推進協議会において、今後、同様の懸念を払拭するために緩衝地帯拡大の必要性を協議検討されました。

その結果、緩衝地帯拡大が必要との結論に至り、平成29年5月12日付けで岩手県世界遺産保存活用推進協議会平泉保存検討部会長より、「平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」の緩衝地帯拡大への対応依頼が奥州市に対してあったものであります。

市では白鳥館遺跡及び長者ヶ原廃寺跡について、平泉の世界文化遺産への拡張登録を目指し取組みを継続中であり、現在、岩手県、一関市、平泉町とともに、各資産の調査研究、海外専門家意見交換及び国内研究集会の開催など平成29年度末の文化庁への推薦書提出に向けた取組みを実施しております。

緩衝地帯についても、これまで県及び関係市町と連携し世界遺産保護の取組みを行ってきたところであります。

一関市においても、平成29年度において今回の緩衝地帯拡大に係る対応を進める方針であります。

緩衝地帯拡大検討範囲については、資料の2ページあとになりますが、図面右上の赤い線で囲んだ部分について、奥州市で拡大を予定しているところであります。その次のページにさらに拡大した図面を付けております。赤い色で塗った部分が拡大予定範囲となっております。

資料の最終ページをご覧ください。これまでの経過と今後の予定ですが、7月26日に地元振興会役員へ歴史遺産課と当課で説明をしております。また8月17日に市議会全員協議会で説明をしております。9月28日には景観計画修正業務の発注をしております。10月5日には前沢区地域協議会へも説明をしております。

なお、今後、住民説明会の予定としております。以上で報告を終わります。

**（新田都市整備部長）**

只今、奥州市景観計画の修正について、内容につきまして担当から話させていただいたとおり、平泉関連の世界遺産の景観上支障となる範囲を緩衝地帯として拡大した

いという内容の計画でございます。これにつきましても、来年2月に予定しております都市計画審議会の際に、改めて先程の都市計画道路網見直しの案件と一緒に再度ご説明させていただきながら、委員の皆様のご意見を頂戴する機会を改めてもちたいと存じます。今日は、こちらについても、現在の経過報告ということで簡単にご紹介させていただきます。

それでは、只今ご報告申し上げました都市計画道路網見直し及び景観計画の修正につきまして、現時点で皆様から確認しておかれない事項等があればお出しいただければと思います。

**(鈴木まゆみ委員)**

景観条例についてですが、変更はいいんですけれども、住所ですね。どこがどの地域かこれではわからないんですね。ですから例えば歴史の景観はどの地区だとか、拡大する地区がどここの地区ですよというような、もう少し具体的に表記になっている方が見やすいと思いますので、そのへんも書類上付け加えていただければこの辺の地区だなとわかるんですが。これでは漠然としていて、どこがどこかわからない。拡大はしているけれども、私も行ったことがない場所なもので。地域、場所を明記していただくといいのかなと思います。

**(佐藤計画係長)**

奥州市都市計画課計画係長の佐藤でございます。

只今ご質問いただきました内容について、お答えいたします。

今現在は、これから業務発注ということで、視点場と言われますいわゆる景観を守るための見てここを守りたいという部分について、今回示している部分は、県から示されたものを図上におとしたものでございます。これを今回発注している業務の中で実際に地番であるとかを指定しながら、今後の範囲を確定していくという作業になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**(鈴木まゆみ委員)**

分かりました。

**(新田都市整備部長)**

ということで、次にお出する資料は、地名、地番をふった分かりやすいものを委員の皆様にご提示したいと思います。

その他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、只今ご報告させていただいた2件につきましては、繰り返しになりますが、来年2月、次回の審議会を開催したいと存じますが、その際の議題になる予定でございますので、あらかじめ資料をリニューアルしてお渡しいたしますけれども、内容については、ざっとご理解いただけたのではないかと思います。詳細は、次回に移らさせていただきますと存じます。

私どもの方からその他の部分でお知らせしたい事項は、以上の2点でございますけ

れども、せっかくの機会でございますので、委員の皆様から都市計画全般につきまして、ご質問、ご意見等があればここで伺いしたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の用途地域の変更につきまして、正式に今日ご協議いただいた上でご承認いただきましたので、答申の中身につきましては、こちらで調整させていただきます。市長の方に機会を見て会長さんをご相談させていただきまして、答申させていただく方法を後刻検討させていただくことにしたいと思いますので、ご了解お願いしたいと存じます。

(10) 閉会

(新田都市整備部長)

それでは、以上をもちまして第18回奥州市都市計画審議会を閉会したいと存じます。本日は大変ありがとうございました。

午後2時15分 閉会

以上の審議会の大要が正確であることを証するため署名捺印する。

平成 年 月 日

2号委員

印

3号委員

印